

# 答 申 書

特 別 職 の 報 酬 等 に つ い て

平 成 2 0 年 1 1 月 1 3 日

明 石 市 特 別 職 報 酬 等 審 議 会

平成 20 年 11 月 13 日

明石市長 北口 寛人 様

明石市特別職報酬等審議会  
会長 佐々木 弘

### 特別職の報酬等について（答申）

平成 20 年 9 月 25 日付け明人諮第 1 号で諮問のあったみだしのことについて、審議の結果、次のとおり結論を得ましたので答申します。

#### 記

#### 1 はじめに

我が国の社会経済情勢は、ここ数年、バブル崩壊後の深刻な不況期を脱した感がありましたが、アメリカに端を発した世界的な金融不安による株式、為替市場の大幅な変動など、再び先行きが不透明な状況となっています。一方、地方財政においては、国の三位一体改革による補助金、交付金の大幅な削減に加えて、税収が伸び悩むなか、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加や過去に発行した地方債の償還負担など、厳しい状況が続いています。こうしたなか、多くの自治体において、事業の再構築や組織のスリム化といった行財政改革に取り組まれているところです。

明石市においてもその例外ではなく、特に平成 7 年 1 月の兵庫県南部地震の復興事業費にかかる償還金が重い財政負担として残っており、平成 8 年の「明石市行政改革大綱」策定以降、民間活力の活用や事務事業の見直し、人事・給与制度の改革など様々な行財政改革に取り組んできました。平成 19 年度からは、総人件費の一層の抑制を図るため、一般職、特別職ともに給与、報酬の減額を実施しています。

特別職の報酬等の前回改定時以降、このように相当大きな情勢の変化があったなか、また行財政改革による臨時的な減額措置が行われているなかで、特別職の給料及び議員の報酬、並びに退職手当の適正な額等についての諮問を受けたものです。

本審議会での審議にあたっては、常に市民の立場に立った公平・公正な姿勢を念頭に置きながら、各種資料に基づき可能な限り様々な角度から、慎重に審議を行い結論を得ました。なお、規定上は対象となっていませんが、教育長、公営企業管理者、常勤監査委員の給料、退職手当についても、あわせて審議、答申することとしました。

## 2 これまでの本審議会の答申の経緯と概要

過去、昭和42年を第1回目として、平成12年までに16回の審議会が開催されています。それらの答申は、増額改定が13回、直近の2回を含め据え置き・現行どおりが3回となっています。結果として、現行の報酬等については、平成6年に増額改定されて以来、14年間据え置かれた状態にあります。

これまでの審議会においては、本市における沿革や伝統を尊重しつつ、他都市における報酬等の状況や一般職の給与改定の状況、本市の財政状況、民間企業の給与等の状況をはじめ、社会経済情勢、市民感情などについても幅広く検討のうえ、適正な報酬等の水準についての答申がなされてきました。市長をはじめとする常勤の特別職の給料については、主として一般職の給与改定率を基本に他の要素も加味して決定してきており、議員の報酬については、部長職との均衡を考慮のうえ常勤特別職の改定に準じてきた経緯がうかがわれます。また、常勤特別職の退職手当の水準については、一般職のそのように法律上の基準はありませんが、他都市との均衡を考慮して水準を設定してきたと考えられます。具体的には、県下の大半の市町が加入している兵庫県市町村職員退職手当組合の支給割合を基準とした改定の答申がなされてきました。

## 3 報酬等の現状

### (1) 減額措置および支給停止措置

本市の厳しい財政状況を踏まえ、平成19年度から2年間、常勤特別職の給料は市長の20%～常勤監査委員の8%、議員の報酬は約10%～5%の減額措置が行われています。

常勤特別職の退職手当については、平成19年4月以降、支給停止措置がとられています。

### (2) 給料、報酬

減額措置前後の常勤特別職の給料額および議員の報酬額は、〈表1〉のとおりです。減額措置前の額を県下の他都市と比較すると、おおむね均衡が保たれていますが、減額措置後の額では、不均衡な状況が見受けられます。

### (3) 退職手当

支給停止措置前の規定上の退職手当は、〈表2〉のとおりです。県下の他都市と比較した場合、大きな不均衡は生じていません。支給割合は人口や財政規模等を勘案するとむしろ低い部類となっています。

<表1>

職名	月額(減額措置前)	減額率(額)	月額(減額措置後)
市長	1,231,000円	▲20%	984,800円
副市長	1,016,000円	▲15%	863,600円
教育長	832,000円	▲10%	748,800円
公営企業管理者	773,000円	▲9%	703,430円
常勤監査委員	599,000円	▲8%	551,080円
議長	798,000円	▲80,000円(▲10.02%)	718,000円
副議長	727,000円	▲59,000円(▲8.12%)	668,000円
議員	656,000円	▲33,000円(▲5.03%)	623,000円

<表2>

職名	算定方法	支給割合
市長	給料月額×在職月数×支給割合	100分の44
副市長	給料月額×在職月数×支給割合	100分の27
教育長	給料月額×在職月数×支給割合	100分の24
公営企業管理者	給料月額×在職月数×支給割合	—
常勤監査委員	給料月額×在職月数×支給割合	100分の20

#### 4 今回の審議にあたっての基本的な考え方

現在、特別職の報酬等は減額措置が行われています。財政状況のひっ迫による臨時的な措置とはいえ、特別職が担う職責等を考えると、正常な状況とは言い難く、何らかの是正措置を講じる必要があることについては、委員全員の合意が得られました。

次に、報酬等の水準を検討するに際しては、減額措置は本審議会の審議を経ずに臨時的に実施されたものですが、現在も行財政改革に取り組んでいること、また、他都市の状況等を踏まえて、減額措置を所与のものとして考えることとしました。ただ、減額措置については規定上、期間終了とともに自動的に復元されることとなっていることから、それをどこまで復元していくべきかという観点も含めて、適正な水準を検討することとしました。また、特別職の報酬等については、その職務の特殊性を考慮すると、復元の幅や時期等について一般職と比べて慎重に検討する必要があるとの意見が多く出されました。これらの議論を受けて、具体的な改定内容の検討にあたっては、減額措置期間の終了時に向けて、過去の本審議会における特別職の報酬等についての考え方を踏襲しつつ、財政状況や行財政改革の取り組み状況、市民感情なども勘案して決定すべきであるとされました。また、その際には具体的な案を提示し、額等を算定したうえで、詳細に検討することとしました。

以上の基本的な考え方のもと、次のとおり、項目ごとの結論を記します。

## 5 常勤特別職の給料について

これまでの本審議会の給料額の改定についての考え方である「一般職の給与改定率を参考に改定率を決定する」を適用し、前回改定時である平成6年から現在までの一般職（部長級）の改定率▲7.6%に準じ、減額措置前の額を7.6%引き下げるという案で額等を算定しました。他都市との均衡や減額措置前後との水準比較等の面から検証した結果、上記の基本的な考え方とも合致しており、妥当であるとの結論を得ました。また、各特別職の改定率についても、一律とすれば復元の幅にバラつきができることとなりますが、各特別職間の格差を保つことを重視して、一律が妥当であるとししました。

特別職ごとの具体的な給料月額は以下のとおりです。

➤ 市長	給料月額	1, 137, 000円	(▲7.64%)
➤ 副市長	給料月額	939, 000円	(▲7.58%)
➤ 教育長	給料月額	769, 000円	(▲7.57%)
➤ 公営企業管理者	給料月額	714, 000円	(▲7.63%)
➤ 常勤監査委員	給料月額	554, 000円	(▲7.53%)

## 6 議員の報酬について

非常勤である議員の報酬は、本来、市長などの常勤特別職の給料とはその性質を異にするものです。しかしながら、議員は市民の代表として行政に対するチェック機能や政策立案などの職責を担っており、行政の多様化、複雑化に対応するため、その職責の遂行にあたっては高い識見と専門的知識が従来以上に要求されています。このような状況のなか議員の専門化の傾向が進み、その報酬も生活給的な要素が強まっており、一定の水準を確保する必要があります。

これまでの本審議会の議員報酬についての考え方である「年収ベースでの平均的な部長との均衡を考慮し、常勤特別職の改定率に準ずる」を前提とし、改定率を▲4.1%とする案で額等を算定しました。この場合も、費用弁償制度の有無も含めた他都市との均衡等の面から検証した結果、妥当であるとの結論を得ました。

具体的な報酬月額は以下のとおりです。

➤ 議長	報酬月額	765, 000円	(▲4.14%)
➤ 副議長	報酬月額	697, 000円	(▲4.13%)
➤ 議員	報酬月額	629, 000円	(▲4.12%)

## 7 常勤特別職の退職手当について

常勤の特別職の退職手当についても、平成19年4月から、その支給を停止する措置がとられています。功労・功績に対する報償と給料の後払いという両面の意味合いがあることを考えると、正常な状況とは言い難く、是正すべきであるとししました。

適正な水準の設定にあたっては、一般職の退職手当とは異なり法律上の定めはありませんが、他都市等との相対的な均衡により判断することが適当であると考えられます。そこで、退職手当の水準を決める主要素である支給割合について、これまでの改定経緯や県下の状況等を踏まえ、県下で最も低い兵庫県市町村職員退職手当組合の支給割合に準じて決定することが妥当であるとの結論を得ました。

具体的な支給割合は以下のとおりです。

➤ 市長	支給割合	100分の41	(100分の3減)
➤ 副市長	支給割合	100分の25	(100分の2減)
➤ 教育長	支給割合	100分の22	(100分の2減)
➤ 公営企業管理者	支給割合	100分の20	( - )
➤ 常勤監査委員	支給割合	100分の18.5	(100分の1.5減)

## 8 改定等の実施時期について

常勤特別職の給料および議員の報酬の改定については、減額措置が終了する直後の平成21年4月から実施することが適当であると考えます。また、支給停止措置をとっている常勤特別職の退職手当については、すみやかに改定するとともに、支給停止時に遡って新たな支給割合を適用することが妥当であると考えます。

## 9 おわりに

本審議会は、9月25日に市長から、特別職の報酬等に関する諮問を受け、慎重に検討を重ねた結果、上記の答申内容を得ましたが、報酬等を審議する過程において、関連する意見がいくつか出されましたので、以下に記します。

- (1) 人事・給与制度の見直しなどを含め、行財政改革の取り組みについては、一定の成果がうかがえます。しかしながら、最近の世界的な金融危機など社会経済情勢は不透明な状況にあり、本市の財政状況の将来も不透明といわざるを得ない状況です。それゆえに、特別職の報酬等については、今後、適時・適切に審議会を開催し見直しなどについて検討すべきと考えます。
- (2) 特別職の役割や必要性といった観点からの検討も必要であると考えます。
- (3) 今回の審議会においては、これまでの審議会における基本的な考え方を尊重しましたが、今後については、さらに市政の状況や業績を評価、反映していく仕組みの検討など、新しい考え方を打ち出していくことも課題であると考えます。特に市長についてはその職務の特殊性や職責の重さ等を考慮する必要があると考えます。
- (4) 議員報酬の検討にあたっては、議会自らも取り組んでいますが、議会や議員そのもののあり方についての議論も必要であると考えます。
- (5) 退職手当については、水準そのものよりも、給料の月額と退職手当との配分などについての意見がありました。

<資料1・審議経過>

	開催日	審議内容
第1回	平成20年9月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長及び会長代理の選出</li> <li>・議員の報酬、常勤特別職の給料について</li> <li>・常勤特別職の退職手当について</li> </ul>
第2回	平成20年10月16日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の報酬、常勤特別職の給料の水準について</li> <li>・常勤特別職の退職手当の水準について</li> </ul>
第3回	平成20年10月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の報酬、常勤特別職の給料の改定(案)について</li> <li>・常勤特別職の退職手当の改定(案)について</li> <li>・改定時期について</li> <li>・答申の骨子について</li> </ul>
第4回	平成20年11月11日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申書(案)について</li> </ul>

<資料2・明石市特別職報酬等審議会委員>

	氏名	所属団体等
会長	佐々木 弘	神戸大学名誉教授
会長代理	柴田 達三	明石商工会議所会頭
委員	池内 勝	明石市連合自治協議会会長
委員	岡村 洋	明石労働者福祉協議会会長
委員	神田 章宏	明石青年会議所理事長
委員	日下 孝明	明石市医師会会長
委員	竹縄 宏一	明石機械工業株式会社代表取締役社長
委員	濱脇 信也	明石市社会福祉協議会理事長
委員	和田 美耶子	明石市女性団体協議会会長

(敬称略・委員は50音順)